

■ 避難のポイント

●集団で助け合おう!

単独での行動は避け、できるだけ近所の方たちと集団で避難場所へ避難しましょう。緊急時は、家族、隣近所、地域の皆さんで助け合いましょう。



●自分の住所、氏名、連絡先などを記載した防災メモを持とう!

特に高齢者や子どもは、事前に防災メモを用意し、身につけて避難しましょう。



●外出中の家族には連絡メモを残そう!

避難前にはガスの元栓やブレーカーを切り、外出中の家族に「〇〇へ避難する」といったような連絡メモを残しておくと良いでしょう。



■ 避難のポイント(洪水)

●避難のときの靴

長靴は水が入って歩きにくく危険です。裸足やスリッパも禁物です。なるべく運動靴をはきましょう。



●見回りは絶対ダメ

大雨時の田んぼや河川の見回りは大変危険ですので、やめましょう。



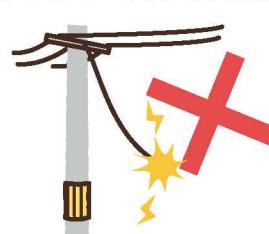
●避難路に注意

橋を渡らないようにしましょう。



●電線に注意

垂れ下がった電線には近づいたり、触ったりしないようにしましょう。



●車は冠水に弱い

水深30cmで、ほとんどの車は止まってしまいます。従って浸水や冠水の危険を感じたら、すみやかに車を高台などに移動させましょう。一般的なガソリン車が浸水・冠水した場合、道路の水が引いたからといってエンジンをむやみにかけてはいけません。エンジンの吸気系に入ってしまっていると、エンジンをかけたときにエンジン自体が壊れてしまう可能性があります。



■ 避難のポイント(土砂災害)

●屋外に避難する場合

避難する際は、土砂災害警戒区域等(イエローボーン・レッドゾーン)を通らないようにしましょう。ハザードマップで区域を確認してください。

●屋外に避難できない場合

屋外に出ることがかえって危険な場合は、2階以上の斜面から離れた部屋で安全を確保してください。



●雨がやんだ後も注意

これまで降った雨が土の中に残っています。雨がやんでも、土砂災害が発生するおそれがあるので注意しましょう。

■ 避難のポイント(高潮)

●危険を感じたら早めに避難しましょう。

昼間に台風の強風域が近づいている場合や、夜間から明け方にかけて台風の強風域が最接近すると予想される場合は、市から早めの避難を呼びかけます。



●ひとまず丈夫な高い建物などに避難

水深が膝の高さを超えたたら、大人でも歩くのが困難になります。ひとまず近くの丈夫な高い建物などに避難しましょう。



●海沿いへ様子を見に行くのはやめましょう。

高波にのみ込まれるおそれがあります。



五和地域 避難所一覧

●指定一般避難所(指定緊急避難場所) ※●はグラウンドなどの屋外施設 ○は地域管理の避難所

避難対象地区	施設名	指定緊急避難場所			指定一般避難所	指定緊急避難場所 地震・津波・高潮
		第1次	第2次	第3次		
御領地区	御領地区コミュニティセンター	○				
	小串公民館		○	○	●	
	在郷公民館		○	○		
	五和小学校屋上				●	
	五和中学校屋上				●	
	五和中学校体育館		○	○		
	旧御領小学校グラウンド				●	
	石本家等利用者駐車場				●	
鬼池地区	五和農業情報センター		○			
	鬼池地区コミュニティセンター	○				
	友辻公民館		○	○		
二江地区	鬼池体育館		○	○		
	通詞島多目的集会所		○	○		
	五和漁村センター		○			
	君川水公民館		○	○		
	田向公民館		○	○		
	五和歴史民俗資料館		○	○	○	
	五和漁村広場				●	
	二江地区コミュニティセンター	○			○	
手野地区	下方公民館		○	○		
	五和西体育館		○	○		
	山浦公民館		○	○		
	手野地区コミュニティセンター	○				
	手野体育館		○	○		
手野・城河原地区	大渡公民館		○	○		
	地域交流センターおおくす		○			○
	城河原地区コミュニティセンター	○				
城河原地区	田代公民館		○	○		
	打越公民館		○	○		
	城河原体育館		○	○		

●指定福祉避難所(要配慮者避難所)

御領地区コミュニティセンター

要配慮者利用施設は、天草市防災
サイトで随時更新しています!

※指定緊急避難場所 …… 災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所。※災害の状況や避難者数の状況に応じ、第1次から第3次の順に開設します。

※指定一般避難所 …… 災害の危険性があり、避難した方や災害により家に戻らなくなつた方に必要な期間、滞在していただく臨時の施設。
感染症などの拡大を防ぐため市が指定した避難所以外でも各自災害に応じた安全な場所を避難先として確保することも大切です。

※指定福祉避難所(要配慮者避難所) …… 要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所。

避難所生活の心得

避難所の生活では、ほかの人の居住スペースに立ち入ったり、のぞいたり、大声を上げたり、決められた場所以外で喫煙するのはマナー違反です。ルールを守り、避難者もできる範囲で役割分担をして助け合いながら生活しましょう。また、避難所では、要配慮者への心配りも必要です。

①連絡先などの申告



避難所に到着したら、住所・氏名・連絡先を申告し、できるだけ隣近所の人や町内会ごとにまとめて過ごすようにします。

帰宅困難者はその旨を申告します。

②役割分担



受付や炊き出しなど、割り当てられた係の仕事をしっかりと行いましょう。お互いに協力し合って避難所を運営しなければならないこともあります。

③体調管理・衛生管理



急激な環境変化で体調を崩さないように心掛けましょう。トイレの清掃やゴミ捨て当番などを決めて衛生管理をしましょう。